地震への対応

ひとくちメモ

地震発生時の特徴

大きな地震が起こる際の一連の地震活動においては、本震、余震の段階に分かれており、それぞれ以下のような特徴を示します。

本震・・ある地域で一定の期間内に連続して発生した地震のうち、最も規模の大きいものを言う。もっとも大きな被害をもたらす。

余震・・本震後に発生する、比較的規模の小さい地震である。本震の直後に非常に多く発生するが、時間とともに減少する。本震に匹敵する規模の余震が発生することもあるため、本震が収まった後も注意を怠らないことが必要である。

また、地震発生時には、以下のような状況が起こると考えられます。

（1）施設内の混乱

入居者等の中には、施設内をうろついたり、大声を出したり、騒然とした状況が生まれる恐れがあります。

（2）外部との連絡途絶、孤立状態の継続

① 固定電話や携帯電話の一斉集中から、連絡が取れない状態が続く
② 行政庁舎が被災した場合、災害対策本部の機能が麻痺し情報が入らない
③ 放送局の機器が破壊されて、周辺地の被災情報が入手できない
④ 電気、水道、ガス等の供給が停止し、施設の機能が麻痺する

（3）発生時間による救助への影響

勤務時間外に災害が発生した場合、非番のスタッフ自身が被災したり、被災を免れたとしても、道路の陥没や橋梁部の破損による通行止めから施設への参集が不可能となる事態が考えられます。

（4）二次災害の発生

地震の後に、火災、津波、雪崩、土砂崩れが起きる可能性があります。

〈出典〉日本の地震活動（地震調査研究推進本部・文部科学省）

〈日中のサービス提供時において地震が発生した場合〉

① 地震の揺れを感じたときの対応

地震発生から揺れが収まるまでは、次のことに留意し、自分の身を守ることを優先する。

ア 机やテーブルの下に隠れる。又は、壁や柱の近くに身を寄せる。

イ 落下物・転倒物から身を守る。特に頭部を守る。

ウ ドアを開けて非常脱出口を確保する。

エ あわてて外に飛び出さない。

オ エレベーターの中にいる場合、全ての階のボタンを押し停止した階でおりる。閉じ込められたら、非常ボタンを押して救助を待つ。

② 地震発生直後の対応

ア 安否の確認と指示体制の確認。

（ア）総括責任者に指揮系統を一本化し、総括責任者はその所在を職員に明らかにする。

（イ）職員は、入居者等の安否及び負傷の程度を確認し、総括責任者に報告するとともに家族等からの問い合わせに応じる。

イ 職員の招集

総括責任者は、あらかじめ定めた基準に基づき職員を招集し、職員は家族等の安全が確保され次第、自発的かつ速やかに施設に参集する。ただし、参集途中で津波が到達するおそれがある等の場合は、近くの避難場所等に避難することを優先する。

ウ 役割分担

職員の役割分担（情報収集、連絡、救護、安全確認、物資運搬、誘導等）を確認し、速やかにその任務に就き、避難等の対応ができるよう、点検や準備を進める。

エ 火元の点検と消火活動

（ア）火元の点検

・地震発生時にはガス自動遮断装置が作動する（ガス供給業者へ平常時に確認する。付いていないときは取付けを相談する）が、作動しない場合は施設職員が協力して身の回りの「火の始末」を行うとともに、ガスの元栓を閉めるよう努める。ただし、調理器具の場合、やけどに気をつける。

・揺れが落ち着いてから、漏電やガス漏れの有無を確認する。

（イ）消火活動

・出火を見つけたら、大声で火災の発生を知らせ、火災報知器を押し、可能な範囲で消火活動を開始する。火災の知らせを受けた職員は、総括責任者や消防署へ連絡する（火災マニュアルに従う）

・電気火災は、感電の心配がある。まず、ブレーカーを落として電源を遮断してから消火する。

ひとくちメモ

ガス漏れ対策の注意点

・ガス漏れ対策には、器具より屋外のバルブ（元栓）が有効です。
・臭いがしたら、まず、窓、ドアといった開口部をすべて開け、何より換気（換気扇は不可）を行い、次にガスの元栓を閉めましょう。
・「ガス爆発のおそれがあるため、照明器具、換気扇などの電気器具のスイッチを入れないよう、また、ライターを使用しないよう」指示してください。

消火活動の注意点

・消火活動の基本は、消火器（油火災には粉末消火器を使用）で行いましょう
・ぬれタオル、フタ等での消火は、やけど、火災の拡大の恐れがあるので、消火器の予備がない場合等補助的手段とします
・火事が発生した場合で、一般的に「火勢が床面だけにとどまり、天井に燃え移っていない」ときは、自力で消火が可能といわれています
・消えたように見えても残火や余熱でふたたび燃えることがあります。消火器を具備した要員を配置し、再発火に備えましょう

オ　施設内・避難経路の安全確保

（ア）大きな揺れが収まったら、職員は、入居者等が安全な場所に避難できるように、必要な出口や通路の安全性を確保する。

・戸が再び閉まらないように近くにあるものを挟み込む。
・ガラスの破片や棚の転倒の状況を確認して、安全な避難経路を確保する。

（イ）倒れやすくなっているもの・落下しやすくなっているものは、応急措置する。

（ウ）建物の崩落等の危険を発見したら、大声や火災報知器等を使用して周囲に知らせる。危険箇所には絶対に近づかないよう指示するとともに、ロープ等を張って立ち入り禁止にする。

カ　負傷者の有無確認と救護

（ア）負傷者の有無を確認する。

（イ）負傷者を速やかに安全な場所へ誘導し、応急手当を施す。

（ウ）医療機器を利用している入居者等のため、電源の確保を行う。

（エ）負傷の状態に応じて緊急救護所や付近の病院へ移送する。

③　余震・二次災害への対応と、避難の判断

ア　情報の収集と発信。

（ア）ラジオ・テレビ、ネット、市町、警察、消防、自主防災組織等施設内外から極力正確な情報を入手し、施設被害の全体像を速やかに把握したうえで安全性を判断し、的確な指示を行う。

（イ）施設倒壊の心配がなければ、館内放送等で、冷静な対応を指示する。
（ウ）入居者等に現在の災害状況を定期的に伝え、不安や動揺を与えないようにし、家族等への連絡は、施設から一括して行う旨を伝える。
（エ）市町災害対策本部等と連絡を行うとともに、必要な指示があった場合には、直ちに総括責任者に報告する。

イ　施設周辺の確認

施設内の天井や柱、壁面等の状況を確認し、施設倒壊の前兆がないか点検する。あわせて「切れている電線」、「ブロック塀の倒壊」等、施設の周辺地域の状況を確認し、二次被害の危険がないか検討する。

また、施設が被災した場合は、消防関係機関等に連絡するほか、市町へ被災状況を連絡し、必要な指示を受ける。

（ア）地震等の後は、漏電、ボイラーの破損等二次災害発生原因になるものを、すぐに点検し、電力会社又は電気工事業者の判断を得る。
（イ）給水、供電等のライフラインや給食等の設備に支障がないかを点検する。
（ウ）ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油漏れ等を点検し、必要な清掃を実施する。

ウ　避難の判断

総括責任者は、施設の状態、立地条件や施設の周辺の環境、被害状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難の要否を決定する。併せて最も安全な避難場所等・避難経路を決定する。

地震発生後は土砂災害や津波等の二次災害の発生が考えられるため、市町、警察、消防等と連携し、情報の収集に努めるとともに、周辺の環境変化に十分気を配り、避難の要否のほか最も安全な避難場所等及び避難経路を併せて選定し、決定する。

市町から避難指示、避難勧告、避難準備情報が発表された場合には、速やかに避難する。なお、避難指示等の判断基準や伝達手段については、事前に市町に確認する。

④　避難の実施と避難後の対応

ア　地域住民等への応援要請

職員数、入居者等の状態により避難の実施が困難な場合は、近隣の住民、町内会、自主防災組織、学校、企業等に協力要請し、対応する。それでも対応ができないと予想される場合は、公的機関（市町・警察・消防）に応援を求める。

イ　避難誘導

総括責任者が施設外への避難の指示を出したときは、職員は速やかに入居者等に避難を開始する旨を伝え、安全に避難場所等まで避難する手順を指示する。

特に余震等に十分注意し、入居者等が逃げ遅れないよう安全に誘導する。

避難の際の注意点

（ア）避難誘導の前後に全員の点呼を行い、その結果を総括責任者に報告する。

（イ）避難時は気象状況や周辺環境等に応じてヘルメット、頭巾等を着用するほか、逃げ遅れないようロープ等を利用する。

（ウ）断線した電線により感電しないように気をつける。

（エ）避難時の持ち出し品は必要最低限にすることが好ましいが、救護用入居者等一覧や緊急時連絡・引き渡しカードは可能な限り持ち出す。

（オ）避難で施設を離れる際には漏電防止のため、ブレーカーを落とす。

（カ）避難場所等では、被災地区から多くの住民が集まっていることが考えられるので、同じ施設からの避難者であることが分かるようゼッケン等を利用し、混乱を防止する。

（キ）避難場所等で体調を崩した入居者等が出た場合は、必要な応急処置を行って、救護所の医師等へ連絡する。

ひとくちメモ
避難の際の注意点 ・地震の後は、ガラス破片などが周囲に散乱しているため、避難に当たっては、靴又はスリッパを必ず履きましょう ・移動には、頭部の保護のため、座布団等を用い、転倒した場合に備え、軍手等で手を保護しましょう ・健康な高齢者でも一度に歩ける距離は２kmが限界と言われています。行きたい場所があっても、まずは近くの一時避難場所をめざし、少しずつ移動するなどの工夫が必要です

ウ　家族等への情報発信

施設外へ避難した場合は、事前に定めた災害時における連絡方法により、家族等に対して現在の状況を連絡する。ただし、被災状況によっては、電話の混線や断線により連絡が取れなくなることがあるため、施設外へ避難する場合は、建物入口に避難先、連絡先、避難する人数等を記した貼紙をするなど、家族等や行政への周知に努める。

エ　入居者等の家族等への引き渡し

避難後に安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で、家族等への引き渡しを行う。引き渡しの際は混乱が予想されるので、緊急連絡・引き渡しカード等を活用し、相手を確認しつつ確実に引き渡す。ただし、家族等と連絡が取れない等、引き渡しが困難な入居者等は避難所で待機させ、入居者等の健康管理に留意する。

オ　避難が不要な場合の対応

（ア）災害発生時は、限られたスタッフ、利用可能な設備や器具、備蓄している飲食物を最大限に利用し、施設職員が協力して入居者等の安全確保にあたる

（イ）ライフライン停止時は、暖房装置が使えない。毛布、寝具等の準備が必要となる
（ウ）入居者等や職員の安全を守るため、状況によっては救助が来るまで施設内で待機することがある。救助までの間、施設内で入居者等や職員の安全を確保する

⑤　施設が使用不能となった場合（入所施設向け）

ア　入居者等の家族等への引き渡し

入居者等の家族等で被災を免れた方がいる場合は、状況を説明し、緊急時連絡・引き渡しカードを活用し、避難後に安全が確認されたのち、家族等へ引き渡す。

引取時の混雑から、人違いで他人へ入居者を引き渡すことがないよう、引き取りに現れた家族等に直接引き渡すとともに、引取者氏名、住所、連絡先、引取年月日、時　刻等の記録を必ず残しておくようにする。

イ　他施設への引き渡し

入居者等の家族等も同時に被災し、預かりが困難となった場合は、他の社会福祉施設等で受入れてもらうよう依頼する。　（小規模、和奏はいこいの里）

〈施設外活動時や送迎時に地震が発生した場合〉

高齢者施設においては、施設外活動時や送迎時に被災する可能性もあります。特に散歩や公園への訪問、デイサービスへの送迎時等の日常活動では、施設長等の責任者がその場　にいない可能性が高いため、個々の職員の判断を重視した行動が求められます。

事前に災害発生時の避難場所等や避難経路、施設等への連絡体制等について十分に確認しておくことが必要です。

①　安否の確認と指示体制の確認

入居者等の安否及び負傷の程度を確認し、その場に職員が複数いる場合は、その中から責任者を決定する。

②　役割分担

職員の役割分担（情報収集、連絡、救護、安全確認、誘導等）を確認し、速やかにその任務に就き、避難等の対応ができるよう準備する。

③　施設への連絡

責任者は、あらかじめ定められた緊急時の連絡手段によって、災害時の総括責任者へ連絡し判断を仰ぐ。ただし、混線や断線によって連絡がつかない場合もあるので、場合によっては連絡を中止し、各自の判断を優先する。

④　負傷者の有無確認と救護

ア　負傷者の有無を確認する

イ　負傷者を速やかに安全な場所へ誘導し、応急手当てを施す

ウ　負傷の状態に応じて緊急救護所や付近の病院へ移送する

エ　場合によっては近隣の住民の協力を仰ぎ、車両などで移送してもらう

⑤　避難の判断

施設に連絡が取れない場合、責任者は周辺の状態等を判断し、あらかじめ定められた　避難先への避難を指示する。

施設へ連絡が取れない場合は、施設が被災している可能性も十分考えられるので、施設へ戻ることよりも避難を優先する。

⑥　避難後の連絡

避難後に安全が確保できた後、あらかじめ定められた方法で、施設の総括責任者に連絡をとる。

避難先が不明な場合は市町の災害対策本部や消防機関等に問い合わせる。

〈夜間において地震が発生した場合（入所施設向け）

職員が少数になる夜間において地震が発生した場合、総括責任者の不在や人員不足等の問題が生じる場合があります。

日頃から職員が少数の場合を想定した訓練や災害対応の体制づくりに取り組むことが重要です。

①　夜勤者の対応

ア　安否確認

夜勤者は、入居者等の安否を確認する。

イ　総括責任者への連絡

本来の総括責任者が不在の場合、入居者等の負傷の程度や施設の状況を総括責任者に報告し、参集を求め、必要に応じて消防等にも応援を求める。

万が一連絡が取れない場合や総括責任者の安否が確認できない場合は、夜勤者の中で臨時の責任者を定め、指示体制を一本化する。

ウ　火元の点検と消火活動

ガスの元栓を閉めるよう努め、本震後、漏電やガス漏れの有無を確認する。

出火を見つけたら、直ちに可能な範囲で消火活動を開始する。

エ　負傷者の救護

安全なスペースへ入居者等を移動後、負傷者に対して応急手当を施す。

オ　近隣への協力要請

夜勤者のみでの対応が困難で、かつ他の職員の参集が遅れそうな場合、総括責任者、又は臨時の責任者の判断のもと、近隣の住民、町内会、自主防災組織、ボランティア等へ協力を要請する。

②　他の職員の対応

一定以上の地震（各施設であらかじめ決めておく）が発生した場合は、自己及び家族に支障がない場合、自主参集する。